

袋井市立高南小学校いじめ防止基本方針 令和7年度

－はじめに－

この袋井市立高南小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

（参照：文科省「いじめの防止等のための基本的な方針」 H25.10月【改定H29.3月】

静岡県教委「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」H26.3月【改定H30.3月】）

I いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義（第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止の基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの学校にも、どの学年にも、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である」という認識をまず職員全体がもたなくてはならない。そして教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの理解を促し、いじめに向かわせないための対応に取り組むことが必要である。

さらに学校だけでなく、地域においてもいじめのない子ども社会を実現することができるよう、家庭・地域がそれぞれ主体的に、かつ協力して役割を果たさなくてはならない。

そこでいじめを未然に防止するための基本となる方向性を以下に示す。

- ① いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気づくりに努める。
- ② いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止のために児童と児童、児童と教師の絆づくりと居場所づくりに努める。
- ④ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- ⑤ いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のためには、「いじめを生まない土壌づくり」が大切となる。そのために以下の項目に重点的に取り組む。

(1) 安心できる学級づくり

子どもは、認められ、自分の居場所がある安全安心な環境の中で、自尊感情を育ていく。よりよい人間関係を築いていけるように人間関係づくりプログラムやソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Q Uテストの結果を生かしたりして児童の実態を的確に把握し、よりよい学級づくりに努める。

(2) 教職員と子どもとの信頼関係づくり

日頃より子ども理解に努め、児童の良さを認める機会をもって信頼関係づくりを行う。児童の良さを認める際には、成果を認めるだけではなく、4つの承認（「存在」「意欲」「行動」「成果」）を意識して認める。悩みや不安を抱える子どもには共感的に関わり、悩みや不安が軽減されるよう、助言や援助をする。

(3) 分かる授業づくりの推進

児童一人ひとりの「わかる」を大切に、袋井型授業の実践から、基礎学力定着と向上を図り、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業実践に努める。

(4) 人権教育、道徳教育の推進

すべての教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心を育て、自分や人の良さ、違いを認め合い、大切にしたい気持ちや態度を育てる。

新型コロナウイルスの流行等に関する差別や偏見、いじめを受けることがないよう人権尊重の意識を育てる。

(5) 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実

発達段階に応じた体験活動を体系的に展開する。様々な交流や体験を通して、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気づき、体得させる。

(6) 児童会活動の充実

人間関係づくりの第一歩として、明るくあいさつが響き合う学校にしていく活動を行う。また、学年の交流活動、クラブ活動、委員会活動を通して異年齢の集団づくりを経験し、協力したり相手の思いに寄り添ったりすることを学び、人とよりよく関わる力を育てる。(5)とともに充実した集団体験をさせ、自己有用感を高める。

(7) 教育相談の充実

生活アンケート（年間4回）の結果をもとにその都度、子どもと担任や生徒指導等と教育相談を行っていく。また、スクールカウンセラーとの教育相談も月に1回行ったりスクールソーシャルワーカーと連携を図ったりするなど、子どもや保護者の不安や悩みの解消に向けての手助けをしていく。

(8) 教師間での情報交換と全職員の共通理解

子ども支援委員会を2回実施する。1回目は、年度当初「子ども理解」のために、気になる児童や配慮が必要な児童、家庭の状況、身体的な配慮等の情報交換を行う。2回目は、QUTテストの結果を分析し、配慮が必要な児童への対応を検討する。

また、日頃から子どもたちの表れをよく見取り、気付いたことは関係職員に随時伝えるようにする。週1回の打合せでは「児童理解・共有の時間」を設け、全職員で共有することによって、より多くの目で子どもたちを見守るように努める。

情報と手立てを共有した方がよい場合、ケース会議を開き、対策を講じる。

(9) 保護者への啓発、関係機関との連携

いじめに対する学校の取組についてホームページや便りなどで知らせ、家庭や地域でも人権尊重・いじめについての意識を高め、いじめが疑われるような様子を見たり、情報を得たりした時には学校に連絡・相談をするように依頼し、協力体制を整える。

インターネットや携帯電話を使用する場合のルールやモラルについて、高学年を中心に情報モラル講座を実施し、児童だけでなく保護者へもネットいじめの予防の啓発を図る。全校では、「情報モラルの時間」を朝学習の時間に設定し、情報モラルに関わる動画を見る等して意識を高める。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見のためには、調査結果を生かしたり、子どもの変化や表れを敏感に感じ取ったりして対応することが大切となる。そのために以下の項目に重点的に取り組む。

(1) いじめ調査(生活アンケート)の実施

6月・9月・11月・2月に生活アンケートを児童からとり、いじめや悩み事等について調査する。また、各月の生活のめあての反省とともに担任にいじめの認知について確認する。

(2) 教育相談週間の実施といじめ相談体制の充実

生活アンケートの結果をもとに、児童から直接話を聞き、思いをくみ取り対応していく。問題を把握したら教員1人で抱え込まず、他の職員に相談し、組織で対応していく。児童の相談をきっかけに、教員が一人一人の児童の気持ちに寄り添った指導を行い、その後も相談しやすい体制にしていく。

(3) 人間関係づくりプログラムの授業とQ Uテストの実施

各学年、「人間関係づくりプログラム」の授業を行い、よりよい人間関係づくりについて体験をしていく。またQ Uテストを5月と11月に3年生以上の全学年で実施する。1, 2年生は、11月に1回実施をする。「要支援群」「非承認群」「侵害行為認知群」「学級生活不満群」の児童を把握し、支援していく。安心して過ごせる学級「居場所づくり」に心がけ、いじめが広がりにくい、深刻化しにくい風土づくりにQ Uテストを生かす。

(4) 日常生活の観察や本読みカードや日記等からの情報収集

いじめの早期発見は、すべての児童がかなりの頻度で被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえて、すべての児童について普段から観察を怠らないこと、そしてささいな変化であっても見逃さないようにする。そこで、日常生活での子どもの表情やつぶやき、友達との会話、日記などからいじめのサインを見つけていく。また、そのような変化を見取る教師の力量もあげていく。そのための研修も随時入れていく。

4 いじめの早期対応のための取組

児童のささいな変化に気付いた時や、トラブル等を発見した時には、「学校いじめ防止基本方針」に従って、速やかに報告し組織で対応していく。あらゆる情報を、集約し、いじめとして対応すべきかの判断を組織として行っていく。

(1) いじめの事実関係の把握と確認を行う

- ・被害者の児童から話を聞く
- ・加害者児童や関係児童から話を聞く
- ・周りの児童から話を聞く
- ・必要に応じて臨時の対策委員会を開き今後の対応について協議する。

(2) 被害者児童の保護者にいじめの事実確認の報告

(3) 被害者児童のケア

(4) 加害者児童の指導

(5) 加害者児童の保護者へ連絡し、いじめの事実の報告と指導

(6) 加害者児童と保護者が被害者児童宅への訪問・謝罪等の指導、見守り

(7) 学校側から被害者児童、保護者へ事案の指導や再発を防ぐために行った内容等の説明と今後の取り組みについての説明

(8) 学級集団への働きかけ

(9) スクールカウンセラーとの面談等

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) 高南小・いじめ防止対策委員会

ア 目的

- ・学校生活アンケートや学校評価アンケートの結果、日頃の学校生活や地域での様子の実態を把握し、本校のよさや課題を捉え、いじめの「未然防止」「早期発見」のための取り組みを計画し、推進状況を確認したり対策を話し合ったりする。

イ 構成員

＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任

＜外部＞学校運営協議会委員

(必要に応じて、子ども支援室、スクールカウンセラー (SC)、
スクールソーシャルワーカー (SSW) 等)

ウ 活動内容

- ・「生活アンケート」を実施し、その結果を踏まえてその期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- ・原因を分析し、次に期間の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取等を行う。

エ 開催時期・定期として、年 2 回開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。(基本は学校運営協議会「高築の会」)

(2) 高南小生徒指導委員会 (いじめ対策部会)

ア 目的

- ・全職員がいじめ等の情報交換をし、共通理解をする。

イ 構成員

＜校内＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任 (全職員)

＜外部＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

ウ 活動内容

- ・取り組みの内容を確認する。
- ・各学級の気になる児童の様子や事案について情報交換する。
- ・全職員が共通理解をはかる。
- ・いじめや不登校児童の対策を話し合う。
- ・「取り組み評価アンケート」の結果での話し合い。
- ・今後の取り組みの確認をする。
- ・児童と教師との絆づくり児童と児童の絆づくりや居場所づくりができているか確認や意見交換をする。

エ 開催時期

- ・毎週水曜日に定期的で開催する。(職員の定例打合せを活用する。)

※学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時 (重大事態等) への対応は、(1) の組織が行う。
日頃の校内のいじめ等の情報交換は、(2) の組織が行う。

6 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法の第 28 条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに袋井市教育委員会や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

※H29 年 3 月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省)に沿って行う。

- (1) 重大事態の調査組織の設置 (第 4)
- (2) 情報収集
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供 (第 5)
- (4) 調査結果を袋井市教育委員会に報告
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置